

第1章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

1 計画の理念

多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指します。一人ひとりの子どもの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

(1) 子どもたちに将来の夢を育む学校づくりを目指します

子どものニーズや社会の変化に対応した専門的な指導を実現し、将来の夢を育む学校づくりを推進します。将来の自立と社会参加に向けて、子どもの可能性を最大限に伸長する教育を実現します。

(2) 家庭との連携を一層進め、開かれた学校づくりを目指します

日々よりよい教育が行われるよう、教員と保護者が情報を共有し、共に子どもを育てる開かれた学校づくりを推進します。「個別指導計画」や「学校生活支援シート」の作成を通して、教員と保護者とが合意形成を図り将来の進路等を含めた長期的な視点で目標を設定し、適切な指導及び必要な支援の内容等について共有を図ります。

(3) 特別支援教育を推進するために、全ての教員の専門性を高め、質の高い教育を行う学校づくりを目指します

教育に対する熱意と使命感、特別支援教育についての確かな知識と指導力を持った教員を育成し、子どもの学ぶ意欲を高め、保護者等からの期待に応えます。

(4) 一貫性のある支援体制の整備・充実に努めます

乳幼児期から学校卒業後まで、子どもの発達段階に応じた切れ目のない相談及び支援体制を整備し、教育・福祉・医療・保健等の関係機関が緊密な連携を図ることにより、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

2 計画策定に至るまでの経過と計画策定の目的

(1) 計画策定に至るまでの経過

ア 国の動向(詳細はP46参照)

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進する事を目的として、「障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的・総合的な国際条例（以下、障害者権利条約）」が平成18年に国連総会で採択され、日本は平成19年に署名しました。この条約では、障害に基づく差別の禁止のほか、「インクルーシブ教育システム」「合理的配慮」の理念が提唱されています。

また障害者権利条約に関する国内法整備の一つとして、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、全ての学校において、「合理的配慮」の提供が義務付けられました。

平成29年には、小学校で令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施となる学習指導要領の告示が行われました。この新しい学習指導要領では、総則及び各教科において、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や学習活動を行う際の困難さを把握して、個別指導計画に基づいて適切な指導と必要な支援を推進していくことが以下のように示されました。

【総則】 障害のある児童（生徒）については、・・・(中略)・・・個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【各教科】 障害のある児童（生徒）については、学習活動を行う場合に生じる困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うこと。

イ 都の動向(詳細はP46参照)

東京都は、平成28年に東京都発達障害教育推進計画を策定しました。この計画は、「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」、「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共

第1章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡大すること」の2点を理念としています。小・中学校における取り組みとして、特別支援教室の設置促進や、教員の専門性向上に係る施策が示されました。

また、平成29年に東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定しました。「共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間の育成」に向けた計画となっています。このうち、「小学校、中学校及び都立学校における特別支援教育」については、以下の取り組みを具体的に進めていくべきであると示されています。

- 1 小・中学校の知的障害特別支援学級から、特別支援学校高等部までの一貫した教育課程編成やカリキュラム作り
- 2 都立学校等における学校及び生徒の実態等に応じ、社会性の向上を目的とした教科・科目の研究・開発
- 3 通常の学級における、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、分かりやすい授業、過ごしやすい教室、活動しやすい学級風土づくり

ウ 多摩市の動向

多摩市は、国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、平成27年に「多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。平成28年度には特別支援教育全体研修を開始し、平成29年度には市内の全市立小学校に特別支援教室を設置、さらに平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ自閉症・情緒障害特別支援学級を設置し、指導の充実を進めてきました。

さらに、多摩市教育委員会では下記のとおり特別支援学級、特別支援教室について教育課程編成の基本方針を定めています。

第1章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

①特別支援学級教育課程編成の基本方針

- ・多摩市立小・中学校に設置された特別支援学級・特別支援教室であることを十分に踏まえ、多摩市の資源を活用した教育課程の編成をする。
- ・障害による学習上または生活上の困難を克服するための自立活動の指導を確実に実施する教育課程を編成する。
- ・個別指導計画および学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の障害の程度や学級の実態に応じた教育課程を編成する。

②知的障害特別支援学級

- ・将来の自立と社会参加に向け、各教科の指導時数を確保し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
- ・各教科等を合わせた指導を適切に実施し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

③自閉症・情緒障害学級

- ・義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
- ・自立活動の充実を図り、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

④通級指導学級（小・中学校）・特別支援教室（小学校）

- ・一人ひとりの児童・生徒の在籍学級における困難を克服・改善し、日常生活における適応力を育む。
- ・コミュニケーション能力の向上や言語の受容と表出などの改善を図り、日常生活における適応力を育む。

第1章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

(2) 計画策定の目的

特別支援教育は、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもを含め、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、全ての学校で実施するものです。多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、全ての学校における特別支援教育の充実を図っていきます。そのために「第二次多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、「多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和2年度）」の成果や課題、最新の国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組んでいきます。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」で定められた施策のうち、子どもたちの教育に関する計画である「第二次多摩市教育振興プラン」に掲げられている特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示す計画です。なお、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」との整合を図っています。

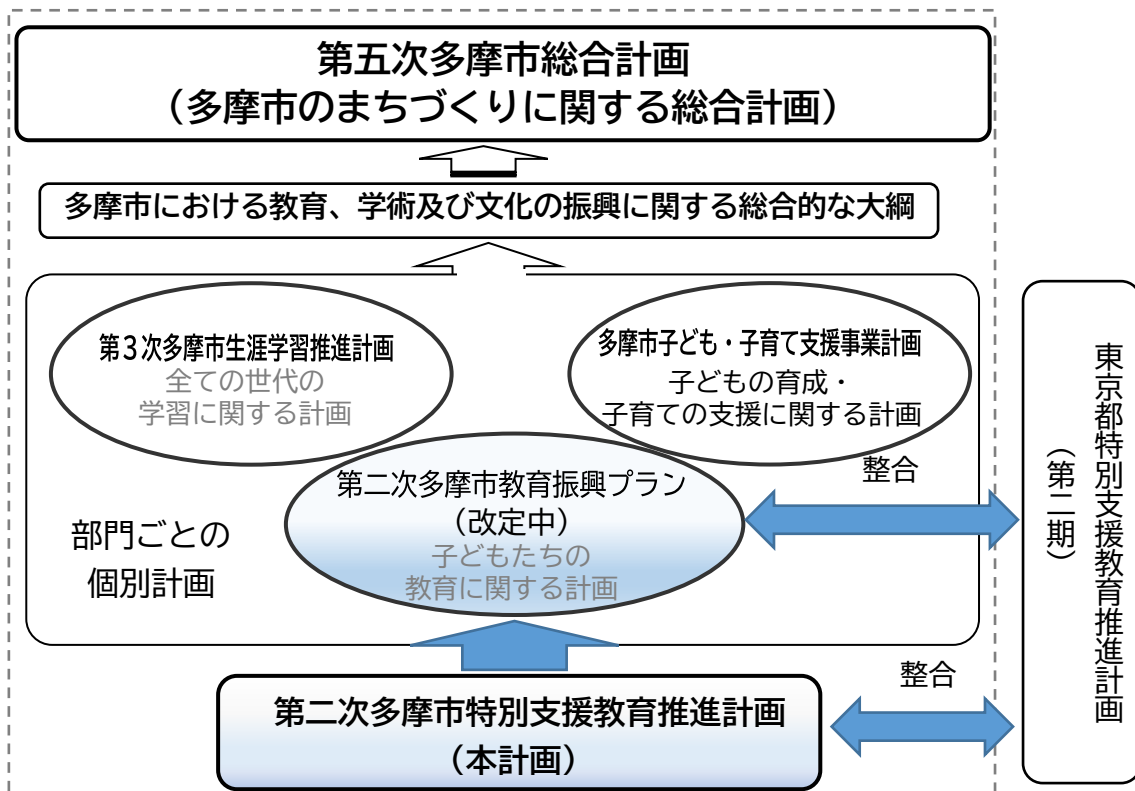


図 第二次多摩市特別支援教育推進計画と各種計画との関係

(2) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から5年間とします。

(3) 計画の推進体制

本推進計画を実行性あるものとするため、本計画の進捗状況の把握をするともに、内容の検証・見直しを行う推進委員会を令和3年度から組織し、開催します。